

議案第 30 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び羽曳野市
介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制
定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び羽曳野市介護保険条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 3 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の適用期間を延長するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び羽曳野市
介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年羽曳野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年羽曳野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 改正後の附則第 11 条の規定は、当該保険料の納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に属する場合について適用する。</p>	<p>第1条関係 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 改正後の附則第 11 条の規定は、当該保険料の納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に属する場合について適用する。</p>
<p>第2条関係 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 改正後の附則第 9 条の規定は、当該保険料の納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に属する場合について適用する。</p> <p>4 省略</p>	<p>第2条関係 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 改正後の附則第 9 条の規定は、当該保険料の納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に属する場合について適用する。</p> <p>4 省略</p>